

行政に対する苦情の受理状況報告書

(令和2年8月分)

参議院行政監視委員会では、「行政に対する苦情の取扱いについて」(平成30年12月10日理事会確認)に基づきまして、広く国民の皆様から行政に対する苦情を受け付けております。

行政に対する苦情の取扱いについて

1. 苦情の範囲

行政監視委員会は、行政制度・施策の改善及び行政運営上の遅延、不適切、怠慢、不注意、能力不足などによって生じた不適正行政による具体的な権利・利益の侵害に関する苦情を受理する。

2. 苦情の受付

苦情は、参議院ホームページ上の入力フォームのほか、行政監視委員会又は同委員長に宛てた封書・はがき及びFAXにより受け付ける。

3. 受理した苦情の委員への報告

受け付けた苦情のうち、内容が不適当なもの以外の苦情を受理し、調査室において報告書(月報)として取りまとめ、委員に配付する。

4. 行政監視委員会における調査への活用

受理した苦情は、行政監視委員会において調査の端緒として活用する。

行政に対する苦情受付制度は、本委員会が行政監視活動を行うに当たり、国民の皆様から寄せられた行政に対する苦情を基礎的な資料・情報源の一つとして活用しようとするものです。寄せられた苦情に対して個別に応えるものではありません。また、行政以外の立法や司法等に関する苦情は対象ではありません。

令和2年9月

参議院行政監視委員会調査室

行政に対する苦情の受理状況（令和2年8月1日～31日）

上記期間に受理した苦情は、以下の82件です。

苦情に関するお問い合わせ：行政監視委員会調査室(内線75363)

	件 名 ・ 要 旨	受理年月日
	[河川の氾濫について]	
1	毎年発生する河川の氾濫について、その原因を地球温暖化に特定することをやめてほしい。治水・浚渫工事を怠っていることに起因して河川が氾濫しているため、全国一斉の治水実施が望まれる。	R2.8.1 ホームページ
	[クーリング・オフに応じない訪問販売業者について]	
2	クーリング・オフに応じず消費者への返金を行わない訪問販売業者に対する処分が不十分であるため、同様の被害が繰り返されている。特定商取引法上の罰則を強化する必要があり、対応を検討してほしい。	R2.8.1 ホームページ
	[インターネット通販におけるトラブルについて]	
3	インターネットサイトを通じ前払いで注文したにもかかわらず商品が届かない、又は偽物が届くといったトラブルが、ここ数年で急増している。海外サイトに対する国際的な法整備、学校における消費者教育の充実など、何らかの対策が必要ではないか。	R2.8.1 ホームページ
	[尖閣諸島沖における領海侵入について]	
4	沖縄県尖閣諸島沖における中国公船の相次ぐ領海侵入は明らかな脅威であることから、尖閣諸島に自衛隊等の公務員を派遣するなどの対策を講じてほしい。	R2.8.1 ホームページ
	[プラスチック製買物袋の有料化について]	
5	プラスチック製買物袋の有料化によりプラスチックごみが減ると思えない。有料化の実施は買い控えにつながっているため、すぐにでも中止してほしい。	R2.8.1 ホームページ
	[紙製買物袋の有料化について]	
6	プラスチック製買物袋の有料化に便乗して紙製買物袋まで有料化している小売店があり、納得がいかない。このような店舗に対しては指導をしてほしい。	R2.8.1 ホームページ
	[プラスチック製買物袋の有料化について]	
7	小泉環境大臣は、プラスチック製買物袋の有料化について、これをきっかけに環境への問題意識を持った行動につなげてもらいたい旨発言しているが、今回の有料化は無意味であり、問題意識を持つことにつながらないことから、中止してほしい。	R2.8.2 ホームページ
	[防衛費の増額について]	
8	日本は中国の軍事的な脅威にさらされており、安全のための備えは何よりも優先されるべきであることから、迅速な防衛費の増額、防衛力の増強を進めてほしい。	R2.8.2 ホームページ

9	[プラスチック製買物袋の有料化について] プラスチック製買物袋の有料化について、小泉環境大臣は環境問題に直接関係ない旨発言しており、国民に対し無駄に負担を強いることを表している。石油精製時に発生するポリエチレンの再利用であるプラスチック製買物袋は、焼却効率向上効果もあり、資源の有効利用となっている。	R2. 8. 2 ホームページ
10	[新型コロナウイルス感染症対策（専門家による会議の構成員等）について] ・新型コロナウイルス感染症対策のための専門家による会議の構成員について、免疫学などより多様な見地からの人選が必要ではないか。また、対策を進めるに当たっては、政府外部の専門家の目も入れるようにしてほしい。 ・PCR検査の数を増やし陽性者数を増加させることは、入院患者数増による指定病院の圧迫につながることから、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の分類格下げ（指定感染症から五類感染症へ）を検討してほしい。	R2. 8. 3 ホームページ
11	[尖閣諸島を守るための行動について] 日本固有の領土である尖閣諸島を中国から守るため、日本は現地への公務員等の派遣などを行うとともに、領海侵入を行った中国船に対する威嚇射撃も視野に入れた対策を行う必要がある。また、中国に対する抗議を行い、尖閣諸島における日本の実効支配を明確化してほしい。	R2. 8. 4 ホームページ
12	[プラスチック製買物袋の有料化について] プラスチック製買物袋の有料化は、世界のプラスチックごみの海洋投棄対策を講じることとは全く関係がないものであり、衛生面（使い回しのエコバッグに食料品を入れること）や経済面（客の買い控えが起きていること等）で悪影響がある。百害あって一利なしの有料化について、直ちに中止してほしい。	R2. 8. 4 ホームページ
13	[新型コロナウイルス感染症対策について] 新型コロナウイルス感染症対策について、旅行の禁止、PCR検査実施規模の拡大、緊急事態宣言の発出など、より厳格な姿勢で措置を講じてほしい。	R2. 8. 4 ホームページ
14	[西武信用金庫による不正融資に関する金融庁の対応について] 西武信用金庫による担保余力のない不動産に対する過剰な融資によって債務超過に陥っており、本件に関して金融庁に対する質問等を繰り返してきたが、対応が不十分である。 監督官庁である金融庁は、西武信用金庫が行っていた不正融資スキームの全容解明と被害者救済について、責任を持って明確な意思表示をしてほしい。	R2. 8. 5 郵送
15	[西武信用金庫による不正融資に関する質問への国土交通省の対応について] 西武信用金庫による担保余力のない不動産に対する過剰な融資によって債務超過に陥っており、国土交通省に対して本件に関連する質問を行ったが、不十分な回答しか得られず、不正を隠蔽しようとする画策しているようにすら感じた。このような行動が行政として許されるのか疑問である。	R2. 8. 5 郵送
16	[プラスチック製買物袋の有料化について] 環境負担の少ないプラスチック製買物袋の有料化は無意味な政策であり、今すぐに中止してほしい。ごみは焼却炉で燃やすのが最もエコである。	R2. 8. 7 ホームページ

17	[紙製買物袋の有料化について] プラスチック製買物袋の有料化に伴い、紙製買物袋まで有料化が進んできているのはおかしい。	R2.8.7 ホームページ
18	[プラスチック製買物袋の有料化について] 使用割合が全世界で僅かであるプラスチック製買物袋を有料化し、規制することに反対する。	R2.8.7 ホームページ
19	[消費税率について] 消費税率を以前の5%へと早く戻してほしい。	R2.8.7 ホームページ
20	[NHKのスクランブル化について] NHKの放送のスクランブル化を早く進めてほしい。	R2.8.7 ホームページ
21	[プラスチック製買物袋の有料化について] プラスチック製買物袋の有料化について、プラスチック製買物袋を無くしても環境は良くなり、新型コロナウイルスのまん延につながる。今すぐに有料化を中止するとともに、このような政策を進めてしまった関係者に責任を取ってほしい。	R2.8.7 ホームページ
22	[プラスチック製買物袋の有料化について] プラスチック製買物袋の有料化について、プラスチックによる海洋汚染の大部分はタイヤとペットボトル由来のものであると広く知られており、僅かな割合のプラスチック製買物袋を有料化して市民生活に負担を強いることに合理性がない。海洋ごみ問題は、基本的にごみ回収率の改善によって解決されるべきである。また、プラスチック製買物袋の生産者には中小企業が多いことから、組織的な反発が少ない層を狙い撃ちにした点も問題である。	R2.8.7 ホームページ
23	[中国製アプリの使用禁止等について] TikTok等の中国製アプリについては、様々な個人情報抜き取られる危険性が指摘されている。これらのアプリは若年層のユーザーが多く、危険性を知らずに利用している可能性もあるため、注意喚起や使用禁止など、日本の利用者の個人情報、プライバシーを守るための対策を講じてほしい。	R2.8.8 ホームページ
24	[日本郵便が行う業務について] 日本郵便は、郵便局において宅配便事業、保険事業、銀行事業などを実施しており、他の民間企業の業務を真似したり横取りしているようにも見えるが、これが本来の日本郵便のあるべき姿であるのか疑問である。	R2.8.8 ホームページ
25	[郵便料金制度について] 郵便料金制度が分かりづらい（定形郵便物とは何か等）ため、小学生などが見ても分かるような内容にしてほしい。	R2.8.8 ホームページ
26	[新型コロナウイルス感染症対策（紙媒体による回覧の抑制）について] 学校から保護者向けの質問回答書が紙媒体で配付されているが、接触による新型コロナウイルス感染症の感染を防止する観点から、簡単な質問・回答はインターネットを通じて行うよう促進してほしい。	R2.8.8 ホームページ

27	[新型コロナウイルス感染症対策（紙媒体の使用抑制）について] 施設を利用する際、感染者発生時の連絡を行うため紙に緊急連絡先を記入することとされている役所があるが、この行為自体に感染拡大の危険性があり非合理的である。このため、新型コロナウイルス接触確認アプリを活用して役所が個人ナンバーを管理するような方法を取り入れるべきである。	R2. 8. 8 ホームページ
28	[消費税について] この30年間消費税に苦しめられてきているが、経済成長もしていないデフレの状況下において消費税増税を進めることは、あり得ない政策である。所得も増えず生活しづらくなったため、消費税を廃止してほしい。	R2. 8. 8 ホームページ
29	[消費税について] 現在の状況下において、いつまで消費税率10%を維持するのか疑問であり、早急に減税、可能であれば廃止してほしい。消費税の導入・税率引上げは、日本がインフレになった段階で実施してほしい。	R2. 8. 9 ホームページ
30	[区広報誌における新型コロナウイルス感染症陽性者のグラフ表記について] 区が発行している広報誌における新型コロナウイルス感染症の年代別陽性者数を表記したグラフは、各年代の領域の大きさが不自然に変更されており、「若い世代の感染者が増加しています」という内容を強調するための操作のように感じる。グラフ表記の誤りについて指摘をしたにもかかわらず対応をしない区の姿勢から、本件は不正な行為であると判断できる。	R2. 8. 9 ホームページ
31	[区の申請書類における年号表記について] 区の申請書類において、いまだに元号表記が平成となっているものが多く存在しており、1件1件表記を令和に修正するよう指摘することで区の対応がなされている。残存する元号表記の不備について全て修正してほしい旨を区に連絡したが、返答はなく修正もなされておらず、具体的な指摘がなければ修正を行わないのは、労働意欲が欠けており問題ではないか。	R2. 8. 9 ホームページ
32	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及したとの報道があるが、これは国家公務員法第102条（政治的行為の制限）違反の疑いがある越権行為である。このような行為を許し政府の恣意的な強制を認めることは、法の支配が崩れる重大な問題であることから、同事務次官を免職にしてほしい。	R2. 8. 10 ホームページ
33	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及したとの報道があるが、これが事実であれば、国会の立法権に対する重大な干渉であり、国家公務員法第102条（政治的行為の制限）違反の疑いがある。事実関係を明らかにした上で、税について言及している場合は、同事務次官を免職にしてほしい。	R2. 8. 10 ホームページ
34	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及したとの報道があるが、これが事実であれば、国会の立法権に対する重大な干渉であり、国家公務員法第102条に違反し、政治的行為の制限から大きく逸脱している疑いがある。	R2. 8. 10 ホームページ

35	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及したとの報道があるが、これが事実であれば、官僚の立場を超えたこのような行為は大きな問題である。炭素税への言及が事実と異なるのであれば、報道機関への嚴重注意が必要である。同事務次官が行った会見の動画の公開、又は同事務次官による釈明会見を実施してほしい。	R2. 8. 10 ホームページ
36	[国民負担率について] 令和元年度の国民負担率（租税負担率と社会保障負担率の合計）は43.8%となっており、日本の現状を踏まえると、看過できない高水準であり、改善すべきである。	R2. 8. 10 ホームページ
37	[マイナンバーカードの交付通知書について] マイナンバーカード交付の際に必要な交付通知書（はがき）は、記入欄が小さく高齢者にとって記入が困難である。また、カード受取のために家族の代理人として市役所の窓口を訪れたところ、交付通知書上に必要であると記載のない書類を追加で要求されるなど理不尽な対応をされた。	R2. 8. 11 ホームページ
38	[環境省の官僚による立場を逸脱した行為について] 環境省の官僚は、プラスチック製買物袋の有料化に端を発し、国民の負担増になることを進めようとするなど立場を逸脱した行為をしており、大臣・副大臣・大臣政務官は省内を統制できていない。このような状態にある環境省は必要ない。	R2. 8. 11 ホームページ
39	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及したとの報道があるが、この行為は国家公務員法第102条（政治的行為の制限）違反の疑いがある暴挙である。同事務次官については、NGOに対しカーボンプライシング（炭素排出量への価格付け）に係る協力を要望していた過去の記録も残っており、官僚の立場を逸脱したこれらの行為を見逃すことはできない。国民が事実確認を行えるよう、同事務次官が行った会見の情報を速やかに公開してほしい。	R2. 8. 11 ホームページ
40	[環境省の官僚によるNGOに対するカーボンプライシングへの協力要望について] 環境省の職員がNGOに対しカーボンプライシング（炭素排出量への価格付け）に係る協力を要望していた過去の記録が残っているが、この行為は官僚の立場を逸脱しており、大臣・副大臣・大臣政務官は職員を統制できていない。	R2. 8. 11 ホームページ
41	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及したとの報道があり、また、NGOに対しカーボンプライシング（炭素排出量への価格付け）に係る協力を要望していた過去の記録も残っているが、同事務次官によるこれらの行為は、憲法第84条の租税法律主義を逸脱している。	R2. 8. 11 ホームページ
42	[環境省の官僚によるNGOに対するカーボンプライシングへの協力要望について] 環境省の職員がNGOに対しカーボンプライシング（炭素排出量への価格付け）に係る協力を要望していた過去の記録が残っているが、この行為は官僚の立場を逸脱しており、大臣・副大臣・大臣政務官は省内を統制できていない。誰がどのように責任をとるのか説明してほしい。	R2. 8. 11 ホームページ

43	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及したとの報道があり、また、NGOに対しカーボンプライシング（炭素排出量への価格付け）に係る協力を要望していた過去の記録も残っているが、同事務次官によるこれらの行為は、官僚の立場を逸脱しており許容しえない暴挙であるため、速やかに同事務次官を懲戒免職の処分にしてほしい。	R2. 8. 12 ホームページ
44 45	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が炭素税に言及した行為は、憲法第84条の租税法律主義を逸脱しており許されるものではないため、同事務次官を免職の処分にしてほしい。	R2. 8. 12 ホームページ
46	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しており、また、同事務次官は過去にも炭素税導入について言及しているが、これらは官僚の立場を逸脱した越権行為であることから、速やかに同事務次官に対する処分を行ってほしい。また、大臣・副大臣・大臣政務官が省内を全く監視できていないことは問題である。	R2. 8. 12 ホームページ
47	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及したとの報道があるが、国家公務員が国民の税負担について言及するのは越権行為であり、罷免に相当する。同事務次官が行った会見の動画を公開してほしい。	R2. 8. 12 ホームページ
48	[国家公務員による税制に関する進言等について] 国家公務員が税制について進言することや市民団体に対し税の要望を上げるよう促すことは、完全な越権行為である。	R2. 8. 12 ホームページ
49	[環境事務次官による増税を求める行為について] 官僚の立場にある環境省の事務次官が増税を求めるのは許されない行為であり、速やかに同事務次官を罷免してほしい。	R2. 8. 12 ホームページ
50	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及したとの報道があるが、本来、増税については国会において検討・発議されるものであり、官僚が推進するものではない。同事務次官については、NGOに対しカーボンプライシング（炭素排出量への価格付け）に係る協力を要望していた過去の記録も残っており、官僚の立場を逸脱したこれらの行為は非常に悪質であるため、同事務次官を適切に処罰してほしい。	R2. 8. 12 ホームページ
51	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及したとの報道があるが、この行為は自身の立場を逸脱するものであり、租税法律主義をないがしろにする越権行為である。税を納めている国民として、このような行為は到底看過できない。	R2. 8. 12 ホームページ

52	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及したとの報道があるが、これが事実であれば、国会の立法権に対する重大な干渉であり、国家公務員法第102条（政治的行為の制限）違反の疑いがある。同事務次官については、NGOに対しカーボンプライシング（炭素排出量への価格付け）に係る協力を要望していた過去の記録も残っており、官僚がこのような行為をしてよいのか疑問である。	R2. 8. 12 ホームページ
53	[官僚による増税への言及について] 官僚が増税について言及しているが、これは違憲行為であり民主主義に対する冒瀆であるため、当該官僚を解任してほしい。	R2. 8. 12 ホームページ
54	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及したとの報道があるが、これが事実であれば、租税法律主義に反し、また、国家公務員法第102条（政治的行為の制限）違反の疑いがある越権行為である。同事務次官については、NGOに対しカーボンプライシング（炭素排出量への価格付け）に係る協力を要望していた過去の記録も残っており、官僚の立場を逸脱したこれらの行為を看過できない。国民が事実確認を行えるよう、同事務次官が行った会見の情報を速やかに公開してほしい。	R2. 8. 12 ホームページ
55	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及したとの報道があるが、税制については国会において決めていくのが民主主義の大原則であり、官僚が税制について発言するのは大問題である。同事務次官については、NGOに対しカーボンプライシング（炭素排出量への価格付け）に係る協力を要望していた過去の記録も残っており、官僚として不適切である上に、事務次官という職を担う者としても不適格である。	R2. 8. 12 ホームページ
56	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官による炭素税への言及は、国民・国会を軽視した極めて不適切な行為であることから、同事務次官を罷免してほしい。また、環境省とNGOがカーボンプライシング（炭素排出量への価格付け）について結託していた過去の記録が残っており、これについても不適切な行為であることから、その場に参加していた環境省の幹部やOBに対する処分を行ってほしい。	R2. 8. 12 ホームページ
57 58	[尖閣諸島沖における中国の領海侵入について] 沖縄県尖閣諸島沖における中国公船の領海侵入について、日本からの抗議や警告が効果を発揮できていないことから、速やかに尖閣諸島周辺の防衛を強化してほしい。	[57] R2. 8. 12 ホームページ [58] R2. 8. 16 ホームページ
59	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及したとの報道があるが、この行為は租税法律主義に反するものであり、国家公務員法第102条（政治的行為の制限）違反の疑いがある。同事務次官については、NGOに対しカーボンプライシング（炭素排出量への価格付け）に係る協力を要望していた過去の記録も残っており、これらの行為は国家公務員として不適切な越権行為である。以上のことから、国家公務員の政治的行為の制限をより厳重に運用することを求めるとともに、同事務次官に対する処分、同事務次官による謝罪・訂正を求める。	R2. 8. 13 ホームページ

60	[生活保護制度の周知について] 生活保護制度に関して、年金受給者であっても最低生活費を満たしていなければ保護費が支給される可能性があるということを知らない人が多いと思われる。生活保護制度を認識する人が増えることで、失業や収入減などの不安による自殺や虐待、犯罪等が予防できると思うので、積極的に周知してほしい。	R2. 8. 15 ホームページ
61	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しており、また、同事務次官は過去にも炭素税導入について言及しているが、これらは官僚の立場を逸脱した越権行為であり、事務次官という役職を利用して影響力を行使したことは到底許されない。同事務次官を罷免すべきであり、最低限、同事務次官からの謝罪をしてほしい。	R2. 8. 15 ホームページ
62	[新型コロナウイルス感染症対策について] 政府が進めている新型コロナウイルス感染症対策は、地方自治体との間で言っていることが異なり国民が振り回されている。収入減、倒産、解雇など日本全体が良くない方向に進んでいるので、政府がしっかりと方向性を定めて国民を引っ張ってほしい。	R2. 8. 16 ホームページ
63	[国民健康保険の保険料について] 国民健康保険は、協会けんぽ等と比較して加入者に低所得者が多いにもかかわらず、保険料による負担が大きい。もっと低所得者に優しい国を目指してほしい。	R2. 8. 17 ホームページ
64	[「ねんきんネット」について] 「ねんきんネット」（インターネットを通じて自身の年金情報が確認できるサービス）について、サイト上の簡単な操作により電子決済で未納分の保険料が支払えるようにしてほしい。手続に手間のかかる現状を改善し保険料の支払いが手軽になれば、未納も少しは減らせるのではないか。	R2. 8. 17 ホームページ
65	[社会保険の一元化について] 我が国の社会保険は制度ごとに分立しており、制度間で格差が激しいため、制度を一元化するべきではないか。	R2. 8. 17 ホームページ
66 67 68	[尖閣諸島沖における中国の領海侵入について] 中国船の尖閣諸島沖侵入への対応として、いつまでも海上保安庁の巡視船による警告だけでは意味がないため、中国船を拿捕するか、威嚇射撃を行うなど警告レベルを上げるべきである。また、国内外に対して尖閣諸島における日本の実効支配を明確にする必要があることから、現地への公務員派遣等の行動を急いでほしい。	[66] R2. 8. 17 ホームページ [67] R2. 8. 20 ホームページ [68] R2. 8. 31 ホームページ
69	[政府の取組（新型コロナウイルス感染症対策関係）の調査について] 新型コロナウイルス感染症対策として政府が進めてきた取組（布マスクの配布、持続化給付金、「Go To トラベル事業」）に関して、不明瞭な税金の使われ方などを指摘する報道があった。これらの指摘を無かったことにするのではなく、事実関係についてしっかりと調査し、その結果を国民に説明してほしい。	R2. 8. 18 ホームページ

70	[障害者職業生活相談員について] 障害者雇用により働いている勤務先では障害者職業生活相談員が選任されておらず、職場内でいじめや困ったことがあっても相談できる体制が全くない。当該勤務先が相談員選任の義務付け対象（障害者を5人以上雇用）であるためハローワークからの指導を受けたが、いまだに相談員は選任はされておらず、また、その後もハローワークに相談しているが状況は改善されていない。	R2. 8. 19 ホームページ
71	[西武信用金庫による不正融資に関する質問への国土交通省の対応について] 西武信用金庫による担保余力のない不動産に対する過剰な融資によって債務超過に陥っており、国土交通省に対して本件に関連する質問を4回にわたって行ったが、不十分な回答しか得られず、不正を隠蔽しようとする画策しているように感じた。このような行動が行政として許されるのか疑問である。	R2. 8. 20 ホームページ
72	[プラスチック製買物袋の有料化について] プラスチック製買物袋は、石油精製時に発生する副産物のポリエチレンを原料とするエコなものであり、プラスチック製買物袋の使用を控えた国民が表彰状をもらえるという環境省の取組は、国民を馬鹿にしている。	R2. 8. 21 ホームページ
73	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官による炭素税への言及はあってはならない越権行為であり、また、NGOに対しカーボンプライシング（炭素排出量への価格付け）に係る協力要望を行っていた過去の経緯も踏まえ、同事務次官を罷免してほしい。消費活動を低迷させるだけで企業倒産につながる増税は、全く必要がない。	R2. 8. 22 ホームページ
74	[新型コロナウイルス感染症感染者に向けられた誹謗中傷について] 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した学校・企業・飲食店等に向けられた誹謗中傷について、当該誹謗中傷を行った人物を特定し、罰することができるようにしてほしい。政府には、国民を不安にさせないしっかりとした政策に取り組んでほしい。	R2. 8. 23 ホームページ
75 76	[尖閣諸島沖における中国の領海侵入について] 尖閣諸島沖に侵入する中国船への対応として、現地への公務員派遣等により尖閣諸島における日本の実効支配を国内外に示すとともに、中国の軍事力に対抗するため、米国や台湾と協力しながら防衛力を強化する必要がある。	[75] R2. 8. 24 ホームページ [76] R2. 8. 25 ホームページ
77	[インターネット上における虚偽の書き込みに対する警察の認識について] 複数の警察官からの発言で、インターネット上では虚偽も含め誹謗中傷以外何を書き込んでもよく、虚偽の記載内容にだまされた側が悪いという見解が示されたが、警察がこのような認識をしていることは疑問である。	R2. 8. 25 ホームページ
78	[新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け（指定感染症）について] 新型コロナウイルス感染症について、感染拡大防止のために子供たちの学校生活を制限したり、感染者が発生した場合に営業停止までしなければならないほどの感染症なのか、疑問である。新型コロナウイルス感染症が感染症法上の指定感染症に値するかどうか、今一度しっかりと調査してほしい。	R2. 8. 25 ホームページ

79	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及したとの報道があるが、この行為は憲法第84条の租税法律主義をないがしろにするものであり、国家公務員法第102条（政治的行為の制限）に抵触している。事務次官によるこのような発言は許されるものではなく、罷免に値する。	R2. 8. 26 ホームページ
80	[プラスチック製買物袋の有料化について] プラスチック製買物袋の有料化について、消費者のライフスタイル変革を促すというメリットよりも国民の多くが不便を感じているデメリットの方が極めて大きいこと、利用を推奨しているマイバッグは不衛生であること、経済産業省が予定していた有料化についての説明会を開催していないこと等を理由として、有料化は一旦中止してほしい。	R2. 8. 26 ホームページ
81	[労働基準監督署への法律違反等事案の通報について] 職場における有給休暇や残業時間等のルールが全く守られていないため、労働者が労働基準監督署に対し違反事案を手軽に通報できることが必要である。現状の労働基準監督署に対する通報方法は分かりにくいいため、労働基準法や就業規則に違反する事案について、インターネットを通じた通報が誰でも実施可能とするべきである。	R2. 8. 29 ホームページ
82	[プラスチック製買物袋の有料化について] プラスチック製買物袋の有料化について、意識啓発という曖昧な政策目的では、企業のサービス内容を統制し消費者に費用負担を強いるほどの妥当性はなく、また、消費者に対しどのようなサービスを提供するかは、各企業が自由に決定すべきものである。企業活動に統制をかけ、新たに国民に負担を強いる当該有料化のような政策を政令で定めることが恒常化すれば、立法府の存在価値がなくなることとなり、問題である。	R2. 8. 30 ホームページ